

明代の奴僕

西村かずよ

はじめに

一 奴僕成立の背景

二 奴僕の仕事

A 職務の種類

B 中核的職務

C 奴僕の意味

三 主僕関係の現状

A 奴僕身分規定の形骸化

B 主僕関係動搖の原因

C 奴僕の前提條件の形成

結語

はじめに

明清時代に奴僕がある程度の構造的比重を占めて存在し、その内實は極めて多様であったことはよく知られている。従來の研究では、たとえば「奴僕が被支配身分である以上、奴僕身分を成立せしめていた基礎的規定は、生産部門における直接生産者」の存在形態に求めねばならないとした小山正明氏のように、ある前提の上に立ち、ある一面を取り出して奴僕身分の歴史的範疇規定を下そうとする傾向があった。しかし、その内實に多様性を持つ者が何故に「奴僕」という一つの身分的規定を受け、何故にこの身分が事實上、民國時代まで存在したのかという問題に目を向ける時、多様性の中にも共通点があり、それが當時の社會に重要な意味を有し、奴僕身分秩序を存立せしめたのではないかという疑問を抱かざるを得ない。

本稿は、「奴僕」という身分の歴史的範疇規定を下すのではなく、むしろ、多様性を踏まえた上で、身分秩序自體の存在意義を追究するため、奴僕増加の著しい明中期より明末期に至る段階における、奴僕の実態の實像を明らかにしようとするものである。

一 奴僕成立の背景

論説を始めるに當って、まず奴僕が生み出される社會的背景を探ってみよう。宣德年間南直隸巡撫周忱は、蘇州・松江地帶の農民の逃亡現象について「蘇松の農民の逃亡が相繼ぎ、田地は荒廢する一方である。これは蘇松の民が貧窮によって已むを得ず逃亡しても、流寓先の方が住み易く、故に互いに誘い合つて次々と逃亡し歸郷しようと考えなくなるからである。四民の中で農民の逃亡が最も甚しい。彼等の行先は七つあり、(一)大戸の傘下に入る者、(二)南京・北京の職人の下に入る者、(三)水上生活に入る者、(四)充軍された囚人の家屬となる者、(五)屯營地に潛住する者、(六)交界地に住みつく者、(七)僧侶の附き人となる者、である。いずれも税糧・徭役負擔から逃れ生計を立てることができるようになるので故郷を懷まず、農民が減少して行くのである。」と述べる。⁽¹⁾ また成化十年八月には「山東・河南・湖廣等處では、毎年の災害や度重なる徭役に消耗し困窮している。軍・民は家畜・財産・家族を賣り拂い生きる術がない。富豪の権力者から金・穀物を借りると半年以内で元金に等しい利息を加えられ、返済できないと無理矢理證文を書き換え、利息を更に引き上げられる。債主は妻子・家屋・土地での代償を迫り、遂に貧民は逃亡する。また都附近においても最近米價が騰貴し生活が苦しい。借金しようとするに抵當の物品は價值を下げられ、少額しか借りられぬ上に高利率であり、日々返済を迫られる。遂に高價な物品を抵當にすると詐し取られ轉賣される。民衆は唯泣き寝入りし一層困窮する。」と報告されている。⁽²⁾ これらによれば、明代中期より、農民が國家による税糧・徭役等の收取と、一部富豪による高利貸的搾取との二重壓の下に貧窮化し、土地財産を放棄して逃亡せざるを得ない狀況に置かれていたことがわかる。この傾向は正徳期以後一層激化し

た。正徳—嘉靖間、江西臨江知府錢琦は「小民が狡猾な強豪に田地を占領されたり、他人に賣り渡しても、依然として税糧を納めねばならず、告訴しても山間地で不便なため役所は取り合わない。甚しい場合には物料・力役その他多くの負擔を迫られ生活できなくなり、他郷に逃亡したり、他省に行商に出たり、勢力者に投入して家奴や佃僕となっている」と述べ、また何良俊も「正徳以後四、五十年來、税糧・徭役が日毎に重くなり、農民は職業をかねて行く。現在、郷官の家人となる者は以前の十倍、胥役となる者は五倍、商工業に従事する者は三倍、遊食する者は二、三割にものぼり、農民の約六・七割が遷業した。」と述べる。⁽⁴⁾

以上によれば、勢力者の下に「家奴・佃僕」或いは「家人」となることは、國家及び一部有力者に對して身分的に自立的であるが故に二重の收奪に苦められていた農民が、その立場を放棄して新たな生活の場として選んだ形態の一つであることがわかる。即ち、明代中期頃より顯著となる有力者の下の奴僕集積の背景には、農民層分解の激化が存在したと言える。

では奴僕成立の個別的経緯は如何であろうか。まず周忱によれば「大戸の傘下に入ることとは、富豪權力者が、高利貸の抵當に子弟を取り上げたり、暴力的に奪ったり、家を擧げて傭作させたり、家族を解體し、これらの者を義男あるいは僕隸とするものである。⁽⁵⁾」と述べ、成化六年甘肅巡撫徐廷璋は、「衛所の軍人が、子弟を官豪の義男としたり、赴任してきた官吏に賣り家人としてゐる」と述べ、⁽⁶⁾また弘治七年九月、禮部尙書白鉞によると「江南の富豪は、各地の軍・竈・匠戸や強盜・竊盜を收養したり、四方の不良・博徒を招集する。また差役を逃れようとする小民が子弟を投獻したり、極貧の民が子女を負債の代償に當てようとする。富豪はこれらの者を伴當の名目で收養する」と述べる。⁽⁷⁾以上によれば奴僕成立の経緯は、富豪による暴力的強奪、貧民子弟の質入れや賣買、或いは國家の税糧徭役脱免のため、貧民子弟の投獻や、富豪による無頼の招集等様々であることがわかる。就中、明代中期以後顯著となり、奴僕數の増大を促した形態は、「投靠」である。たとえば、萬曆年間に「四方から都市に入り込んだ流民四・五十人が吏書の家に投靠して家人に充てられた」と

あり、また顧炎武が「今日江南士大夫、多有此風。一登仕籍、此輩（家奴）競來門下、謂之投靠。多者亦至千人」と述べる。⁽⁹⁾「投靠」とは、流民・無賴が、必ずしも個別的な債務關係に因らず、家主の下に身を投じ、家主がこれを受け入れる形態である。家主となる者は富豪・現職官僚・郷紳が多かった。

また李樂によれば「隆慶二年の進士は大體皂隸一人、大家の貴公子でも二・三人僱うのみであつたのに對して、隆慶五年・萬曆二年の進士は、皂隸二人、馬に乗り、跟隨する家人は甚だ多い。」と述べ、⁽¹⁰⁾萬曆以後、奴僕が急速に増加したことがわかる。

更に地域的に見ると、于慎行が「江南では元代富家大族が小民を役使していたため、現在佃戸・蒼頭が千人・百人に上る者がいる。江北の士族は、大臣でも奴僕は數人である」と述べ、⁽¹¹⁾『萬曆嘉定縣志』に「大家の僮僕、多きは萬指（千人）に至る」とあり、⁽¹²⁾『乾隆上海縣志』に、「明季の縉紳、多く投靠を收めて世々これを隸え、邑王民無きに幾し」とあるように奴僕の数に江南が最も多く、又明末期に一層増加したことがわかる。⁽¹³⁾

抑々明律では庶民の奴婢使用は禁止され、王侯・勳臣・高級官僚の一部特權階級の奴婢數も規定されていた。⁽¹⁴⁾そこで前述のように法令を乖離して増加する奴僕は「奴婢」の語を諱んで「家人」と呼ばれ、民間では「義男」の名目で、事實上使用されていた。⁽¹⁵⁾郷紳の奴婢保有が法的に公認されたのは萬曆十六年であるが、⁽¹⁶⁾奴僕の増加を國家が追認せざるを得なかった状況を、嘉靖後期、兩廣巡按御史王紹元は次のように述べる。「潮州府一帶の軍丁の減少について當地の役所や里長・排年は逃亡し行先不明と答えるが、調査すると、彼等は富豪・官僚の家に投靠し、當局者は富豪の勢力を畏れて默認している。富豪は權力を肆まに横暴を振い、無賴を收めて手先とし廣大な所有地に莊屋を設けて逃亡民を聚め佃僕とする。彼等は一旦主家の戸籍に入ると、もはや國家の良民ではなくなり、その立場に倚つて横暴を働くことが既に風俗となっており、官府は制することができない。捕えようとすれば門戸を閉じて納れず、また兇器を持つて反抗する。故に民間で『豪右は三寮（多くの莊屋）有るも官に百姓無し』と謠われている。私もこの風潮を規制しようとしたが、百人に一人も

懲罰することができなかった。⁽⁴⁾これによれば「良民の逃亡」↓「富豪による招集」↓「良民の奴僕化」の傾向は、國家すら抑制を加えられず、當時の歴史的趨勢とさえなっていたことがわかる。

以上のように、明中期以後激増する奴僕は、國家の稅役徵收と、官豪地主の大土地所有・高利貸的搾取の展開によって、生産手段から切り離された貧民無賴が、官豪地主の私的支配下に吸収されて成立したものである。奴僕成立の個別的経緯は様々であるが、成立に關して見れば、國家權力に對する官豪地主の相對的強さと貧民の弱さ、及び官豪地主の經濟的壓迫・暴力的威力と農民のそれに屈服せざるを得ない無力さ、という政治的・社會的經濟的な力關係、更に、生産手段から遊離した勞働力をめぐる富豪（「家主」と貧民無賴（「奴僕となる者」）との間の需要供給關係が作用していると言える。前者の力關係に基く農民層分解は奴僕豫備軍を不斷に生み出す社會的背景であり、後者の勞働力の提供と吸収は、貧民の投靠と富豪の招集の形態に典型的に現われ、明代中期以後に顯著な歴史現象であり、當該社會に特殊固有な原因を以て生じたと考えられる。次に、このような奴僕の當該社會における固有の存在意義を追究しよう。先ず、家主が奴僕を需める要因を検討する。

二 奴僕の職務

A 職務の種類

家主は奴僕に如何なる職務を行わせたであろうか。(一)家内の雜用、(二)力役の代理、(三)農業生産勞働、(四)主家の經營の代理、(五)隨從の五つが代表的な職務であつた。具體的に検討すると、

(一) 家内の雜用。霍輶によれば「凡家長畜僕、一人應賓客、月穀八斗。一人守大門、月穀八斗。一人炕御書、月穀八斗。一人司晨昏、月穀八斗。凡綱領田事者畜僕、一人管斗斛、月穀八斗。一人均糞種、月穀八斗。」とあり、⁽⁵⁾接客、門番、筆

墨の乾燥、時計番、計量器の管理、肥料の分配を行わせている。その外に家畜の飼育、掃除、買物、水汲、薪拾い、草刈り等の雑役がある。

(二) 國家の力役の代理。大戸が錢糧を運搬する時、代行させたり、軍戸が正丁の代わりに家人を衛に赴かせたり、富裕な竈戸が煎鹽の實勞働に代理させる等、國家から課せられる各種力役の代理人として奴僕を行かせている。

(三) 小山氏が明らかにされたように農業生産勞働を行なわせた。

(四) 主家の財産の擴大と經營の多角化に伴う家産管理、商業・高利貸經營、佃作地の管理等の實務を擔當させた。

(五) 隨從者の役割。霍輅によれば「凡仕宦、養病致仕、五品以上官給僕四人、六品以下二人、人月穀八斗。」「凡庶人年四十以上、出入許用僕一人執傘。」と述べるように、奴僕を跟隨させた。李樂が「辛未・甲戌□□科諸公、俱二皂帶馬、跟隨家人衆多、絕不似戊辰矣。」と述べ、萬曆以後急激に隨從の奴僕が増加している。

以上のように、奴僕の職務には、家内雜用、力役の代理、農業生産勞働、家産管理・營運、隨從等があつた。

次に、家主は奴僕に對して如何に職務を割り當てたであらうか。

龐尙鵬は「大小僮僕、俱に先ず一夕、明日某は某事を幹し、該に某日に充るべきを派定し、毎夕各々回報せしめて以て勤惰を考す。もし縦容として懶に習わば、惟に我が家事を誤まるのみならず、亦彼も身を終えん。」と戒めており、各奴僕に適した仕事を割り當て、服務狀況を監督しようとしていることがわかる。「子姪僮奴二千餘指、分職任事。咸獲其用、内外斯然。」とあり、「顧食指且千。…其御臧獲、量能而使、無敢有儻易皆願者（勝手に怠ける）。其於家政之綜、無鉅細裕如也。」とあるように、家主が個々の奴僕に能力に適應した職務を課すことによって、奴僕を無駄なく使役し得たのである。

更に、多岐にわたる職務相互の關係について見ると、「門戸最も宜しく謹慎すべし。大門二門、毎月一僕を輪流し、看守せしむ。」とあるように、輪番させる場合。「沈繼祖、予の母族沈氏の世僕なり。父の名は貴、幼き時主人これを書室掃

除の中より拔んで、授くるに貲を以てし、治肆を爲さしむ。」とあるように、⁽³⁵⁾ 雑役の中から能力を認め他の職務に拔擢する場合。或いは、許相卿が「僕婢は使令を供給する者なりと雖も、課して專職を視る者有らば分數を減じるのみ。」と述べるように、⁽³⁶⁾ 雑用の外に他の個別的な専門職を課す場合があった。従つて分業は必ずしも明確でなく、例えば農閑期に行商を行う奴僕が居り、⁽³⁷⁾ 生産労働者と非生産労働者との區別も明らかでない。

ところで、姚舜牧が「奴僕多ければ約束し難し。」と述べており、⁽³⁸⁾ 奴僕數が増大すれば、家主が奴僕各人の能力、服務狀況を評價し、各自に適合した職務を割り當て監督することは不可能となることがわかる。前述の如く、明代中期以後、有力者の奴僕となる者は、富豪の強制的暴力に因るのみならず、税糧・徭役の忌避等の理由で逃亡してきた貧民が多く、奴僕となれば「最下たる者もまた飢寒を免れるに足る」と家主の給養を目當に投靠する者が増加していた。従つて奴僕が多數となれば、龐尙鵬の戒めのような家主の監督・職務の割當が徹底せず、更に收養目當ての游食者が存在したと見なければならぬ。許相卿が「家を^{むは}蠶^{むは}は冗食より甚しきは無し。家衆は游手を容るなかれ。⁽³⁹⁾（別に家職有れ。）」董女十許歳なるも力を度りて雜牧掃績を分授し、⁽⁴⁰⁾ 惰曠^{なまける}せしむ母れ。各々その力に食すを期せ。」と戒め、支大綸が「奴僕を收むるは必ず朴質^{こせ}龜鈍。各々手藝を習い、日々事とする所有れ。その游手好閒、賭博士妓は尤も必ず重く懲しめ、甚しければこれを逐え」と戒め、又、姚舜牧も「人は須く各々一職業に務むべし。我が後人に勧めん。游手となる母れ、游手と交わる母れ。游手の徒を收養する母れ。」と戒めるのは、⁽⁴¹⁾ 特定の職務を果さず、唯だ家主の給養を受ける徒食者の存在を、逆に物語るものであると考えられる。

以上のように、奴僕の職務は、家内雜役から主家の家産管理と、主家の經營の末端から中樞に至る多様な内容を有しており、職務自體は、兼任・輪番等が行われ、分業・專業化は必ずしも徹底せず、流動的であつた。但し、百人から千人と奴僕數が増大すると家主の監督は末端にまで及ばず、特定の職務に勵まぬ游食者が含まれていた。

では、奴僕の職務の中では何が最も重要な意味を有していたのであろうか。奴僕が擬制的家族員として身分的支配を受

けていた以上、この問題は身分秩序自體の存在意義にも關連させて考える必要がある。

B 中核的職務

多數の奴僕が農業勞働に使用されていたことは小山氏によって明らかにされているが、農業勞働を、奴僕の職務の中核に据えることができるであろうか。

小山氏の事例で明らかのように、多數の奴僕を使用した農業經營の成功を墓誌銘で賞讃された地主は、(一)地主が率先して農業經營を行う、(二)奴僕各自に能力に適合した職務を分擔させる、(三)奴僕の服務狀況を觀察し、適當な報酬を與える。という特色を持っており、逆にこの三要素は奴僕を使用した農業經營に成功する條件とも考えられる。

ところが、明代中期以後の地主の存在形態の變化を見ると、(一)地主は科擧に合格し、任官することを第一とし、農業を輕視し、直接經營から遠ざかる傾向を持っていた。(二)奴僕數の増大によって奴僕への監督を徹底させることが困難となり、職務に勵まぬ者も含まれていた。(三)地主が僕婢に生産勞働を課すことには、衣食自給の手段を授ける意味を含み、地主の家から離れて生計を營む奴僕家族の場合、食事が支給されるのは、地主の召喚に應じて勞働を提供した時、あるいは災害の時期である。また奴僕數の増加により、奴僕の服務狀況の觀察すら困難となり、支給に過不足が生じた。明末期には、當初の三條件をそなえた地主、例えば毛晉が「農師も以って逮ばず」と、並離れた秀れた能力を持つと賞讃されることから、奴僕を使用した大規模直營形態は特異となり、全體的傾向からすれば、地主の經營變化に應じて奴僕の存在形態も變化したことが豫想される。實態としては、小山氏の想定された「奴隸」的奴僕に限らず、佃戸的な者や事實上の土地所有者に至るまで様々な形態を有する奴僕が含まれていたと考えられる。

しかし、いずれの場合の奴僕にも共通している點は、「奴僕」身分であるゆえに農業勞働に優先する各種雜用を課され、農業勞働は家主の召喚を待機する時點に行い、衣食給養の手段を兼ねた附隨的職務となっていることである。

たとえば、江蘇・浙江での奴僕数の増大は、富豪の奴僕を使用した搾取より逃れるために假りに奴僕に名を連ね、奴僕と一體化する者が混入したために促された。⁽⁶⁾ これら奴僕化する小民にとっては、富豪の「奴僕」という身分を有することが、社會的に有利な狀況をもたらしただのである。また吳縣の伍袁萃によれば、「これを長老に聞くに、吾郷、正徳より以前風俗醇厚なるも、近きは則ち澆漓甚し。大むね強きが弱きを凌げ、衆きが寡きを暴ぐ。…又勢家豪族の宗黨奴隸、閭閻に横行し、狼の如く虎の如く、怙⁽⁷⁾然⁽⁸⁾搏⁽⁹⁾噬⁽¹⁰⁾するもの有り。小民以て自存する無し。」と述べるように奴僕は郷紳の小民に對する暴力的搾取の實現者の役割を擔っている。また「措紳の家：僕隸の多きは以て威を張るに足るも、而して安靜の福を貽すに足りず。」と述べることから、奴僕的大量蓄積は、郷紳の示威手段となつても、家門の安定的な繁榮をもたらすものではないことがわかり、奴僕が、地道ではあるが確實な農業經營に寄與するというよりはむしろ郷紳の對外的な權威の體現という任務を負っていることを物語る。⁽⁶⁾

江西では、富豪が暴力的に奪った土地に耕作者として集められた奴僕は、家主が一呼すれば私兵集團と化した。⁽⁶⁾ また大戸が逃亡民を招集して家人・佃戸とするが、田地を耕作すると地代の過索や高利貸的搾取によつてたちまち農業經營を崩壊させ、家人・佃戸が盜賊化すると結局盜賊と内通して盜品を奪った。⁽⁶⁾ 或いは、臨江知府錢琦によれば「本職に赴任して以來、盜賊が屢々發生している。袁勝隆一味の害が甚しいが、實は大抵本地の大戸が無頼や逃亡民を收養し、佃僕と稱しつつグルになつて惡事を働き、専ら袁勝隆の名を使つて郷村を劫掠しているのだ。」と述べ、富豪が無頼・逃亡民を傘下に收め、建前上「佃僕」と假稱しつつ、彼等を郷村に對する暴力的搾取の武力として使うことが、より明確である。

安徽では、成年に達し配偶者を與えた奴僕に、田地を分割して生計を別にさせ、用事が有れば召喚する習わしとなつていた。⁽⁶⁾ 方弘靜によると「安徽の治安が維持されているのは、要害の地にあるという地理的條件によるのではなく、少數の不逞の輩を多數の僕佃が制するからである。僕佃達が皆、臂指のように地主の使令に應じるのは一朝一夕のことではなく、事が有れば各自主人のために盡し、主人はこれに食事を供し恆例となつてゐる。僕佃達は皆、地主一族の兵なのであ

る。」と述べており、有事の際には農作業に優先させて地主の使令に供し、その職務とは、地主の私兵としての役割であることがわかる。

また湖北や河南では、優免を受けるために自己の土地を郷紳に詭寄し、奴僕となつて家主の使令に従うことを願ひ出る者が多く、その中には家主の給養を受けない者も存在し、奴僕として家主の權威への便乗を目論んでいることが明らかである。

以上によつて見れば、たとえ家主が奴僕に農作業を課していたとしても、必要に應じて呼出し役使用する状況下では農作業は中断され生産が妨げられる。この點から奴僕の農業労働は家主の各種役使を待機する時期の職務となつてゐることがわかる。また家主は、農業労働者というよりはむしろ、彼等の權威の體現者＝私兵としての役割を課していたことから、農業労働は副次的であり、職務の中核は後者即ち、郷紳地主の社會的權力支配實現の任務にあることがわかる。更に、奴僕身分秩序は、家主の側からみれば私的な使役を法的に正當化する手段であり、奴僕となる者の側からみれば、權威の實現者としての地位を保證する手段となつてゐることが判明する。

C 奴僕の新在意義

奴僕の中核的職務が、前述のように郷紳地主の私兵としての役割にあつたとすれば、それは歴史的にどのような意義を有してゐたのであろうか。

明末清初期における郷紳の奴僕の新在意義については重田氏が言及しておられるが、奴僕は、明末清初期に新たに出現し、清朝以後消滅したわけではない。清代の奴僕に關しては機會を改めて論ずる豫定であるが、ここでは明代における歴史的趨勢をたどりつつ、奴僕の新在意義を検討する。

成化十年、江西では「現今天下小民の最大の害たるものは、強豪が富盛の勢を恃み、伴當を爪牙としてその威力を助長

することである。貧民がその田を小作すると、天災時にも全額地代を取り立て、借金すれば法外の高利率で返済を迫り、返済後も證文を残して追徴したり、子女を奪って奴隸とし、田宅の名義を書き換えて横領する」と報告され、また弘治七年九月禮部尙書白鉞等が「江南の富豪は、捐納したり、代々糧長に充てられ、専ら己の富を恃み國法を遵守しない。外出の際には陸路なら輜、水路なら樓船に乗り、前後左右に護衛を従え、鳴り物入りである。原籍地で罪を犯し逃亡してきた軍・竈・匠籍の徒や盜賊を收留したり、四方の不良や博徒を集め、貧小民から子女の投獄や質入れを受ける。これらの徒が幸いにも豪富の下に收養されると、勢力に倚って小民を虐げる。主人の使令で佃租や私債を取り立てたり、商賣に出ると、多勢で虎狼・鷹鷂の如く猛々しい。貧民の妻子を欺姦し、負債の人を縛り上げ私牢に閉じ込め口實を設けて詐欺をしたり、非禮犯分爲さざる所無しという有様である。」と述べるように、明代中期より、富豪は多數の奴僕を従えて、彼等に佃租・私債の暴力的取り立て、田産・家屋・子女の強奪、不法な商業行爲を行わせ暴力的に富を蓄え、鄉村への支配を暴力的に強めていた。即ち、この段階の奴僕は、家主の暴力的な富の擴大に寄與し、官僚制に係わる富豪層の擡頭を促す意義を有している。

嘉靖・萬曆期においては、郷紳の貨殖行爲が著しく活潑になる。黃省曾は「至今、吳中縉紳士夫、多以貨殖爲急。」と述べ、何良俊も「今士宦之家、皆積財巨萬、猶營求不已」と言う。その方法は、商店・當舖の營業、特權を利用した不法な商業行爲・土地經營等と廣範圍であつたため、人材が必要とされ郷紳の家人が急増した。この段階においては奴僕の任務は暴力的強制にとどまらない。郷紳の最大關心事が貨殖であり、伍袁萃が「予郷富家豪俗、往往擅殺人、或以貨免、或以勢免、無一償者。」また「搢紳士、居官通賄、；居鄉通賄」と述べるように財力によって政治を動かしていた状況下にあつて、貨殖の實務擔當者として營利の能力も要請されていた。また郷紳の隨從者として政治的分野にも使用されていた。従つてこの段階では、官僚・舉人・生員を含めて郷紳の支配領域の擴大、支配力の維持・強化の意義を有していたと言える。

明末段階においては、家主が生産過程より遊離する傾向の下で、奴僕が家主の代行者となるばかりではなく、奴僕自身
 が家主に郷紳の權威に倚つて暴力的搾取を行った。『萬曆嘉定縣志』に「大家僮僕：平居乘氣、爲橫鄉閭。」とあり、張履
 祥が「近見、富家巨室：一任紀綱僕所爲。：或乃恃目前之豪橫、陵虐窮民、小者勒酒食、大者逼其錢財妻子、寘之獄訟。」
 と述べる。従つて郷紳の支配力の成長も急速となり、張履祥が「崇禎年間松江の風俗は最も豪奢で、貧民より身を起して
 進士となった者でさえ忽ち田數十頃、邸宅數區、家僮數十人を擁し、その生活はまるで王侯のようであり、代々官僚を出
 す家柄では勿論である。」と述べるように、科擧に合格しさえすれば大地主に成り上ることができたことがわかる。この
 ような郷紳の急速な成長は一方で農民層分解を促し、「崇禎初、：時松江、縉紳大僚最衆。子弟僮僕、假勢橫行、兼併小
 民、侵漁百姓、攫其鋒者、中人之產、無不立破。」とあり、また「前明縉紳、：至於豪奴悍僕、倚勢橫行、里黨不能安居。
 而市井小民計維投身門下、得與此輩水乳交融、且可憑爲城狐社鼠。由是一邑一鄉之地、挂名童僕者、什有二三。」とある
 ように、中小地主をも吸収し、奴僕豫備軍を生み出した。この段階における奴僕の役割は、家主の貨殖意欲と、奴僕の權
 威に倚つた横暴とが相乗作用を起し、加速度的に郷紳の支配領域を擴大させることであつた。しかしながらその一方で
 は、張履祥が「一任紀綱僕所爲、至有盜賣其產、變易區畝而不知者。侵沒租入、將熟作荒、退善良之佃、任與刁黠、種種
 弊端、不一而足。坐使生計匱索、虛糧積累、以致破家亡身、無不由此。」と述べるように、急激な成長と没落が背中合わ
 せになつており、奴僕の任務遂行の如何に家勢の明暗がかかつていたとさえ言える程、奴僕に對する家主の依存度が高ま
 つていたことがわかる。この段階における奴僕の意義は「多角化した郷紳の一切の家政運営を擔當する經營スタッフ」或
 いは「佃戸管理の實務擔當者」「物理的暴力」のみならず、郷紳の存立基盤を左右する經營實權掌握者としての兆候さえ
 有していたと言える。ところで、主家の家勢が衰退に向う場合、「主勢一たび衰れば跋扈して去り、甚しきは反つて主の田
 産を占め、主の貲財を抗い、轉じて新貴に獻じ勢を有し、因りて投牒興訟する者あり。有司もまた惟だ力是れ視るのみ」
 とあり、奴僕は主家の田産・資財を奪つて新興勢力に獻じ、訴訟を起して舊主を陥れ、地方官は勢力を有する側に従つた

という。奴僕自身は舊主の財産を新興官僚に投獻し再びその手先となるが、ここで新興勢力は舊勢力を吸収し更に擴大する。郷紳層内部の系列化、階層分化が促され、この意味で奴僕は郷紳支配階級内の階層分解を促す契機をもつたと言える。

以上のように、奴僕は明代中期においては富豪の大土地所有展開の暴力的強制裝置となり、明代後期には郷紳支配の擴大・維持に寄與し、明末期には郷紳の支配機構の重要な一員として支配力強化の役割を果たしたと同時に、個別的にはその解體をも促した。明代を通じて、奴僕を使用した富豪・郷紳の支配力擴大は、農民層分解を促し、奴僕豫備軍を生み出した。つまり奴僕は、郷紳の支配力を構成し、かつその支配實現の過程で形成されたものであり、郷紳支配の體現者という歴史的意義を有していたと考えられる。

三 主僕關係の實態

A 奴僕身分規定の形骸化

明代、郷紳地主の支配領域の擴大に重要な役割を果たしたと考えられる奴僕は、家主との間にどのような主僕關係を結んでいたであろうか。建前として奴僕は、家主の擬制的家族員として主家に附籍され、家主の給養を受け、婚姻を支配され、本身および子孫が永代的に服役し、主人との間に主僕の方が存在する者とされていた。⁹⁴ところが明後期には右のような條件に必ずしも相當しない豪奴の存在が顯著になり、更に明末清初期には奴僕身分を否定しようとする「奴變」が起った。本章では家主と奴僕との間の主僕關係のあり方を検討し、豪奴の形成から奴變に至るまでの過程を究明しよう。

明代初期、袁頤が「近見士大夫家、自己溫飽、而婢僕則節其飲食、或分飲不周。使終歲不得一飽、有隆冬盛寒、無寸絮裹體者。至于分役任事、稍不如意、輒遭捶楚、甚或非禮虐使之。」と述べ、明末清初期張履祥もまた「予所見、主人之於僕

隸、蓋非復以人道處之矣。飢寒勞苦、不之卹無論。已甚者父母死、不聽其縗麻哭泣矣。甚者淫其妻女若宜然矣。甚者奪其資業莫之問矣。又甚者私殺之而私焚之、莫敢訟矣。」と述べるように、明代を通じて奴僕を人並みに扱わず虐待酷使する家主は存在した。しかしその一方で、奴僕に對する虐待は、家主自身が批判していた。袁顥は「凡そ婢僕を畜えるは須くその饑寒を恤み、方めてその效力を責むべし」と述べ、許相卿は、「あらゆる臧獲もまた人の子なり。宜しく常にその饑寒を恤み、その勞苦を節し、その疾痛を療し、その配偶を時にすべし。情通すること父子の如く、勢い應ずること臂指の如く、我は則ち吾が仁心を廣め、彼は自ら其の情力を竭さん。」と言い、陸樹聲も、「大凡臧獲、家長たる者、當に之を御すに正しきを以てし、之を撫すに恩を以てし、平居は則ち其の飢寒を恤み、其の疾苦を軫、使令は則ち其の勞逸を均しくし、其の勤惰を程す。此くの如くんば則ち恩を感じ勸めを知り、心を盡さざるなし。」と戒め、忠謹な奴僕を得ようとするれば、衣食住・健康状態・勞働狀況への配慮が必要であることを説いている。又、奴僕の罪に對しては許相卿は「僕婢、罪姦盜に非んば杖責二十に至る母れ。放悍にして制し難き者は宜しく即ち放絶すべし、嚴刑する母れ。」と言ひ、龐尚鵬が「僱工人・僮僕の狡猾頑墮なる者は斥けよ。」と言うように、些細な過失に嚴罰を加えず、狡猾・粗暴・頑固・怠惰な者は嚴罰を加えるよりはむしろ卽座に放逐せよ、と私的制裁を恣意的に加えることを戒めている。例えば「御僮僕、則時其飢食、而不窮其力。以是人無不欣欣樂于趨事者、及以餘田佃人、既準時豐儉矣。」とあり、また「吾父性峻直、御僮僕佃戶、不如意、輒大詢、或扶之。吾母必潛使人視且諷、或給以酒食、閒邀鄰嫗勸解。故佃戶往往感恩自咎。」とあることから、實際に、奴僕の勞働意欲を刺激し、家主に對する恭順さを導き出すためには、まず物質的裏付けが必要であつたことがわかる。

更に清代初期に石成金は「凡待家人、斷宜寬厚。飯食不飽、衣服不問、雖有良僕、亦思他去。若加苛責、則人懷離叛矣。富貴之悍僕、日受鞭扑而不去者、畏其威利其財也。若有主性剛暴、甘心忍耐、家門衰落、竭力扶持、歷盡窮苦、至死無他者、此百中止一二人而已。如有此等人、眞爲可敬之義僕矣。」と述べ、衣食の不足や虐待があると奴僕は轉靠・反逆を行

うのは當然であり、もしそれに耐える者がいるならば、功利的な打算をしているか、又は稀に見る義僕であると考ええており、忠實な奴僕の支配維持には衣食の充足と寛刑を不可缺の條件としている。ここに、明代から清代にかけて、家主の奴僕への恣意的支配は、士大夫の人道的思想に因るのみならず、奴僕の反抗に因って困難となった状況を確認することができる。主僕の關係は、家主の威力のみにによるのではなく、奴僕に對する衣食の十分な支給、婚配の保證、恣意的處罰の制限という條件が揃い初めて成立するようになったことがわかる。

では、奴僕は物質的條件や寛刑が満たされると奴婢の支配に甘んじていたのであろうか。奴僕身分を規定する四條件として、(一)家主による給養、(二)婚姻の支配、(三)終身服役、(四)主僕の分、の實態を検討しよう。

(一) 主家による給養については、抑々家主自身が奴僕に生産手段を授けて自活させることを理想としており、また河南や湖北での例のように自らの田産を所有し、税糧・徭役忌避のために家主に詭寄する者や、江南での例のように名前だけ奴僕となる者が混入しており、必ずしもすべての奴僕が家主の給養にのみ依存するわけではなかった。¹⁰⁰³更に、家主の使令を受けて職務を果たす過程で私有財産を蓄える機會を得た。董份が「奴僕既に多ければ則ち争い趨き利を求める者少なからず。」と述べ、¹⁰⁰⁴吳麟瑞も「此輩識短く、常に主人をして義を去りて利に就かしむ」と言うように、¹⁰⁰⁵利益に敏感であり、私兵としての立場を利用して私的所有分を得ようとしていたことがわかる。

勳戚・宦官・官僚に隨從する奴僕は、民衆より暴力的に田土・財物を強奪・詐取し、市場を占據して商業利益を獨占し、通過地域で様々な口實を設けて民衆を搾取し、その利益の八〇九割も着服した。¹⁰⁰⁶明代後期、貨殖行爲の代行者となると、奴僕は田土の投獻・賣買の際、舊所有者に價格の五〇二、三割しか支拂わず殘額を着服した。¹⁰⁰⁷また莊屋管理の際には米價の安い收穫期に米を買い占め、騰貴時に賣り、差益を得た。¹⁰⁰⁸佃戶管理の場合には、地代以外に脚費、目減分を徴收し、酒食の供應を強いた。¹⁰⁰⁹『楊園先生全集』に「丁旻、吳興沈氏僕。自乃祖父乃父、世勤於沈氏。旻二十至六十服賈、歲入千金之息於主。其家亦饒於貲。」¹⁰¹⁰「沈繼祖、予母族沈氏世僕。父名貴。幼時主人拔之書室掃除中、授以貲爲治肆、起家數

千金。繼祖既爲富人子。」とあり、『研堂見聞雜記』に「其人任事、即得因縁上下、累累起家爲富翁。」とあるように、奴僕となり職務を行う過程で富裕となっていることがわかる。つまり、奴僕の仕事が蓄財の機会を提供し、中間搾取や餘得の着服を行い、私有財産を蓄えることができたのである。

奴僕が獲得した経済力は、郷紳の手先として郷紳の權威に依存して形成されたものであり、寄生的である。がしかし、「私計をしない忠謹な奴僕」ではなく、奴僕が自己の所有分の擴大をはかり、家主もまたそれを必ずしも規制しなかった點が重要であると言える。なぜなら私有財産を蓄えた奴僕に取ってみれば主家による給養は形式的なものとなり、奴僕の家主に對する経済的隷屬性が希薄になるからである。

奴僕が、家主より衣食の支給を建前上受け、更に私有財産を蓄えることができた結果、唐鶴徵が、徭役不均等のため「中下の家は、富家の僕隸と同列に並ぶことさえできない」と述べ、伍袁萃が「天災が起ると富者は愈々富み、貧者は愈々貧しくなる。富者は僕隸さえも豊かであるが、貧者は多く道端に行き倒れとなる。」と述べるように、身分的には自立する一般貧民より、富家の奴僕の方が経済的には優位に在ったことがわかる。更に顧炎武が「萬家の邑、必ず士夫數十有り。諂諛相先い、侈靡相耀く、子女姻亞す。童僕は坐して金帛を較べ、以て意色となす。」と述べるように、郷紳の童僕は富を誇っていた。

このような状況を目の當りに見れば、國家と地主の二重の搾取を受け、生産手段の喪失、家族解體の危機に晒され、更に日々の食糧さえ缺乏する貧民達にとっては、「人奴」として家主から受ける建前上の規制は形式的なものとなり、むしろ「最下者、亦足免飢寒、更借託聲勢、外人不得輕相呵。即有犯者、主人必極力衛扞。」とあるように、少くとも飢えと寒さを免れ、社會的勢力者の傘下に入り得るといふ、富豪の奴僕の経済的有利さが、慕れの對象とさえなり、これが貧民の投寄を促す重要な契機となったと考えられる。

(二)婚姻の支配については、『明楚憲約』に「江西では棍徒が、人家に婢女がいるのを知ると、投入して入贅となる。慣

例通り酒席を設け銀四〇五兩を與え婚禮を終えると、奉行期限を果たさぬうちに家主の財産を盗み、妻を連れて逃亡する。」とあり、無頼が配偶者を得ることを目的として投靠し、婚姻の代償としての服務を終えず妻を伴って逃走したことがわかる。婚姻に必要な資力を持たない貧民に「入贅」の手段を逆利用されていると言える。また婚配を得て子供が成長していても主家が衰退すると妻子を携えて逃亡した。家主が配偶者を與えることによって子孫を勞働力として確保しようとする當初の目的が達成されなくなっていることがわかる。

(三)終身服役については、奴僕は不満があれば逃亡し盜賊・無頼となった。また主家の全盛期は權威に假りて鄉村に横暴を振い、没落に向えば、逃亡したり、武器を取って反逆した。また家主の土地財産を乗取り、新興勢力者に轉靠し、新主の權威に倚り舊主に對抗した。清代初期においては、『康熙無錫縣志』に「俗多奴僕、而不甚制其去留。有不僅歲一易主者、又未已則挈妻子而走京師。」とあり、『康熙蘇州府志』に「郡城無常主、倉頭廝養遺之、則不得問所適矣。」とあり、奴僕は勝手に家主を變えるようになっており、従つて奴僕の反逆や轉靠・逃亡の事例は、奴僕が永代的に服役せず、奴僕の家主に對する身分的隸屬性が動搖していることを示すと考えられる。また奴僕の反逆が主家の衰退を契機としていることから、主僕關係の紐帶が、個別的な債務關係や從屬年數よりはむしろ、家主の有する政治的・經濟的・社會的な權威に移り、奴僕が家主の權威の寄生者としての性格を強めてきたことがわかる。

(四)主僕の分について見ると、安徽の方弘靜は「嘉隆以來、風俗が輕々しくなり、貧民が着飾り、貴家の子弟は破れた綿入れを着ている。……ここで主僕の争いが起った。」と、嘉靖・隆慶以後、主僕關係が衰退していることを語っている。『廣志釋』に「浙西俗繁華、……巨室大豪、若家僮千百者、鮮衣怒馬、非市井小民之利。」とあり、『崇禎松江府志』に「僮豎之變。初士夫隨從、皆青布衣、夏用青苧、多有衣鐵色粗褐者、便爲盛服、然不常用。近僮豎、皆穿玄色羅綺、至有天青暗綠色等色、中褰裏衣、或用紅紫、見賓客侍左右、恬不爲異。雖三公八座間亦有之。凡一命之家、與豪侈少年、競爲姣飾、不第亡等家法可知矣。」とあり、また同安縣で「服食華美、奴隸之輩、與縉紳等。」と言われ、明代後期において奴僕は奴婢

身分を示す青衣を着用せず、派手な服装で郷村を横行し、家内で席順が亂れ、主僕の區別が不分明になったことがわかる。更に、主僕の分と關連して良賤の別について見ると、『實政錄』に、「律の良賤を分つは郷鄰の體を重んずる所以也。以後富勢の家奴、貧窮の老戸を凌踐し坐を爭い行を爭い、平打平罵する者あらば、約中に名を連ねて官に稟し、重責枷號し、仍お家主を以て惡に紀すを許さん」とあるように、富豪の家奴が貧窮良民を壓倒し、事實上良賤の區別が無視されている。また李樂も、「家主の友人に對して奴僕が主僕の分を守ることは揚子江以南では殆んど廢れている」と述べており、家主以外の良民に對する良賤の身分秩序は江南から崩れ、また伍袁萃は「法令では奴隸の子は入學を禁じられているが、江蘇・浙江では入學する者が増加し二百人にも達したが、士大夫は恬然として怪みもせず、改革を請うたが無視された。」と述べており、良賤身分秩序の崩壊は萬曆年間より、江南で家主郷紳自身の無視により著しくなったことがわかる。家庭内で主僕の分が、家外では良民と奴婢身分の差が、次第に薄れる傾向の存在することが認められる。

以上のように、明代後期には、奴僕身分を規定する條件のいずれもが、その隸屬的性格を弱められ、奴婢身分規定が形骸化していたことがわかる。

明代後期の史料上に頻出する「豪奴」とは、奴婢身分でありながら、奴婢の身分支配を形骸化し、家主の權威を笠に着て郷村に横暴を振り、有産階級に成長し、更に家主の權威さえも凌ごうとする奴僕であり、右のような主僕關係の動搖の過程で形成されたものである。

ではこのような主僕關係の形骸化は何故に促されたのであろうか。原因を追明しよう。

B 主僕關係動搖の原因

まず第一に、家主が奴僕數を増大させたために、奴僕の一舉手一投足にまで監督を及ぼせなくなったためである。李樂が「溫飽富貴の家、僕從の勢を廢する能わず。彼の僕從、その主人を悦ばすを求む。」と述べ、伍袁萃が「士大夫、子弟

を教訓せず、家奴を鈴束せず、縦ちて閭里に暴横とせしむ。」と述べており、家主が奴僕⁰³³の横暴を收束できず、黙認⁰³³していたことがわかる。『錫金識小録』によれば、萬曆年間に當地で奴僕を嚴束したのは、劉元珍と何棟如のみであった、と言われ、多くの家主が奴僕を放縱していたことがわかる。

第二に、家主郷紳層の肥大化した富が蓄積・維持されず、浪費され、奴僕がこの風潮に乗じたからである。

龐尙鵬は、地主が城居⁰³⁴すれば三年後に農耕を忘れ、十年後には宗族のあることを忘れ、奢侈と游惰の習慣から抜け出られなくなると説いている。また李樂も、隆慶二年徐階が退職した時、家人十〜二十人が堂々と歩き、服裝も派手であり、徐階ほどの賢者でさえ奢侈の風を超越できないのであるから、「其賢きや文貞に逮⁰³⁵ばざること什佰千萬なる者、朴素儉約を以てこれを責むべけんや」と、明代後期以後の郷紳の奢侈の風習を指摘している。つまり、家主の財産管理が怠かであるため、奴僕⁰³⁶の日常生活上の奢侈は勿論、中間搾取や主家財産の侵食に規制を加えることができず、奴僕はこの間隙に乗じて私有財産を獲得したと考えられる。

第三に、奴僕が、職務上、自らの經營能力、處世術を練磨し、家主がそれに依存したためである。錢懋登『厚語』に、奴僕が「我が力牛馬に若かざるも乃ち畫策營生には用うべきの狀を示さん。」と斷言し、些かの資本を授けられ漆販賣を始め、一年に三回利益を齎し、「主、富を憂えること勿れ。立ちどころに致すべし。」と、二十年後には家主を村一番の資産家に成し遂げた話⁰³⁷、また『林居漫錄』に、無賴を奴僕としたところ「巧猾奸詭」で家主はこれに依り富が「數百萬」に上った話⁰³⁸があり、また李樂が「富貴の家では子弟が怠惰で自分の作文すら家人に書かせる」と述べているように、家主が經營實務より退き、奴僕を實踐者としたことによって、奴僕が廣い分野で秀れた能力を發揮し、家主が逆に依存せざるを得なくなっていることがわかる。顧炎武が「主人の起居食息より以て出處語默に至るまで、一つとしてその節制を受けざるはなし。」⁰³⁹というのはこの狀況を語るものである。

以上要するに、家主の側から見れば、郷紳が奴僕を支配機構の要員とし、實務擔當者から代理執行者へと委任の程度を

高め、自らは直接的經營實務から遊離し、監督不可能となったためである。奴僕⁴⁴¹の側から見れば、經營擔當の地位を利用して、私的利益の擴大を計つたためであると言える。

清代初期、石成金は、「人家の子姪奴僕、多く倚着して勢力を有す。ややもすれば就ち郷鄰を欺負し、貧賤を毆辱し、且つ佔を謀り事を生じ、爲さざる所なし。全きは主人細心察訪し厳しく約束を加うるに在り。」と述べ、家主の規制力の弱體化に乗じて、家主の權威に寄生し横暴を振う奴僕⁴⁴²の姿を、より明確に表現している。

C 奴變の前提條件の形成

以上述べたように明末期において主僕關係は動搖しており、家主の奴僕支配は契機さえあれば崩壊する危機に類していたといえる。奴僕⁴⁴³が奴變を起した時、家主に對抗するために重要な役割を果たした條件の一つが、参加者を多く組織したことである。主僕關係が動搖する過程で、奴僕⁴⁴⁴が如何にして反亂の前提條件となる組織力を形成したかを究明しよう。

『萬曆嘉定縣志』に「城市の無賴、率ね賭博を尙ぶ。夜聚り曉散じ、在々夥を成し、奸盜を醸成す。…巨室の僮奴・公門の厮役、其の中に厭飲し、一飽の餘、金を捐じて成笏す。」とあり、都市部では奴僕⁴⁴⁵が日常的に無賴と接觸する機會を有していたことがわかる。また「北京では、四方から流れてきた四、五十人の無賴が吏書の家に投靠して家人となり、王府の賁奏者が到着すると、吏書と結托し群れ集まって強請をする」とあり、都市では無賴・奴僕・胥吏層の融合が著しいことがわかる。家主の待遇に不満を抱き逃亡した奴僕⁴⁴⁶がこれに加わると、奴僕・無賴・盜賊の結合は更に促進される。また、奴僕⁴⁴⁷の轉靠は、各家奴僕相互の交流を促す。ここに奴僕・無賴・盜賊・下級胥吏等の間の結合關係が形成されると考えられる。

一方、張履祥が「崇禎朝、首揆冢宰、俱に烏程の人。…子弟は官長を陵ぎ、奴僕⁴⁴⁸は凶豪を恣まみにし、第宅の壯麗・田園の腴美、蓋し言うに足りず。其の時に當り、單門足を重ね、細民首を垂れ、目を側つこと朝夕にはあらず。」と語り、

『錫金識小録』に「邑宦家奴、多く勢に倚りて恣縦横行す、市井の人、多勢を畏れて敢て言わず。」とあり、奴僕是一般民衆を長期間脅従していたことがわかる。

奴僕・無頼・盜賊の交流、及び奴僕による貧小民に對する脅従の態勢下で、豪奴が無頼を傘下に收め、貧小民を脅従しつつ彼らを組織化することは容易であると言える。明末清初期の奴變については、別の機會に検討を加えたいと考えているが、大規模な奴變に見られる結社組織や多數の参加者の動員というような前提條件は、以上のように奴僕の豪奴化の過程で形成されたと考えられる。

結 語

以上述べてきたところを要約すると次のようになる。

明代中期以後増加する郷紳の奴僕は、國家による税糧・徭役の過徴と、郷紳の大土地所有の展開、高利貸的搾取による農民層分解の結果生み出された。奴僕は郷紳に私的に從屬し、その私兵となり、家内雑用、生産勞働、家産管理・營運等、主家經營の末端から中樞に至る各種實務を擔當しつつ、さらに主家の富・社會的支配力の擴大を實現し、農民層分解を促進した。家主が經營實務より遊離する傾向に伴い、奴僕は代理者としての地位を確固たるものとし、一方では主家の權威に寄生して一般民衆を搾取し、一方では主家經營の實權を家主より奪いつつ、主僕關係の實質を動搖させた。奴僕が、税糧・徭役を通した國家の直接的支配を受けず、家主が彼らを私的に使役していた以上、奴僕身分秩序の存在意義は、奴僕にとっては國家の直接的支配を遮斷し、且つ家主の權威に便乗する手段となり、家主＝郷紳にとっては、私的支配領域を擴大する戰力を確保する手段となったところにあると言える。

註

(1) 『皇明文衡』卷二十七所收、周忱「與行在戶部諸公書」

(2) 『皇明條法事類纂』卷二十、戶部類、違禁取利「債主關係問

不應」

(3) 『東奮先生家藏集』卷十四、公移「論更化」

(4) 『四友齋叢說』卷十三、史九

(5) 前註(1)參照

(6) 『皇明條法事類纂』卷二十七、兵部類、縱征守御官軍逃「過房軍丁歸宗听繼不許官豪佔恠例」

(7) 『皇明條法事類纂』卷一、五刑類、五刑、「職官有犯」

(8) 『皇明經世文編』卷四一八所收、沈鯉「酌議宗藩齎奏事宜疏」

(9) 『日知錄』卷十三、奴僕

(10) 『見聞雜記』卷三、九十七

(11) 『于文定公筆壘』卷十二、賦幣

(12) 『萬曆嘉定縣志』卷二、疆域、風俗

(13) 『乾隆上海縣志』卷十二、祥異

(14) 『明律集解附例』卷四、戶律、戶役「立嫡子違法」に若庶民之家、存養奴婢者、杖一百、即放從良。

纂註 庶民下賤、本當服勤致力、不得存養奴婢。惟功臣家有之、庶人而存留蓄養、是僭分矣。故杖一百。

(15) 『明實錄』洪武二十四年六月己未

(16) 『日知錄』卷十三、奴僕

風俗通言、古制本無奴婢。奴婢皆是犯事者。今吳中亦諱其名謂之家人。

(17) 蕭雍『赤山會約』恤下(『涇川叢書』所收)

(18) 小山正明「明代的大土地所有と奴僕」(『東洋文化研究所紀要』

第六十二冊、一九七四年、同書一〇五—一〇六頁)

(19) 『白厓奏議』卷二「議處軍政以便稽勾以實行伍疏」

(20) 西村元照「劉六劉七の亂について」(『東洋史研究』第三十二卷第四號、一九七四年三月、同書七十二頁)參照

(21) 『霍渭崖家訓』倉廩第二(『涵芬樓秘笈』第二集所收)

(22) 許相卿「許雲邨貽謀」(『鹽邑志林』所收)
童男女十許歲、度力分授雜收掃績。

(23) 『見聞雜記』卷二、二十八

山西李君日強、由家鄉抵京師、李君自夫人外、止家人男子一婦人。男子、時出街坊、市蔬汲水。婦、司中廚。

(24) 『萬曆欽志』卷十七、傳、義僕

(25) 小黑、樵蘇以供二人、朝夕拮据、不遺餘力。

『實政錄』卷四民務、徵收稅糧

起解大戶、務要真正殷實本身、仍尋殷實保人一名。倘臨時更換家童及不才子弟族人、以致壞事、保人姑免坐罪、花銷錢糧一體分賠。

(26) 『皇明條法事類纂』事例「各處清軍解丁、務要精壯正身、違者將軍人全家發邊衛、解人發附近衛所充軍」

弘治六年七月二十七日、太子少保兵部尚書馬 等題、爲防冒解以實軍伍事。…近年以來、各處激實軍戶之家、精壯親丁、

往往畏懼當年勞苦、不肯親身自來。其解到捕役戶丁、有將買

到弱軟家人・小廝、依正丁起解者。有將招贅義女便女女婿、

朦朧頂解者。

(27) 『皇明經世文編』卷三五七、龐尙鵬「題爲釐宿弊以均賦役事」
夫貧者身親在場供辦、則又無田可免。其有田堪免者、多係掛名竈籍之人。若本戶既有田百畝以上、則辦課本不爲難。煎

鹽之役、自有家人任之、雖應力差、豈足爲累。

- (28) 小山正明「明末清初の大土地所有」(『史學雜誌』第六十六編十二號、六十七編一號、一九五七年十二月、一九五八年一月)

「明代の大土地所有と奴僕」(前掲)

- (29) 『皇明條法事類彙』卷三、名例類、軍官有犯「禁約投托各邊鎮守守備等官爲家人義男、及所屬官將家人義男送與各官交結等項例」

成化元年六月十三日、兵部左侍郎王等題、爲邊務事。：近年以來、有各衛所軍全人等、因見邊報日急、差使煩數、要得躲避、却投托見在鎮守總兵・副兵・參將・守備・都指揮等官。或各官召納占留、或假立假房文契、作爲家人・義男、容隱在家。使之管理莊田、顧牧頭畜、舉放私債、營幹家財。

なお、明末の事例については、佐伯有一「明末董氏の變」(『東洋史研究』第十六卷第一號、一九五七年六月)にも言及されている。

- (30) 『霍渭崖家訓』倉廩第二・器用第十

- (31) 『見聞雜記』卷三、九十七

- (32) 『龐氏家訓』「務本業」(『嶺南遺書』第三集所收)

- (33) 劉三吾「擴齋劉先生文集」卷下「浦江義門處士王大素墓阡表」

- (34) 嚴訥「嚴文靖公集」卷九、「明故處士怡東顧君暨室陸孺人墓表」

- (35) 林希元「同安林次崖先生文集」卷十二、家訓

- (36) 張履祥「楊園先生全集」卷三十八、近鑑書後

- (37) 『許雲邨貽謀』(前掲)

- (38) 『楊園先生全集』卷四十四、近古錄二「厚語」

范信者、崑山龔泰家奴也。：信俟農事稍閒、卽肩負小販、往來村落市賣、以取微利。

- (39) 『姚氏藥言』(『咫進齋叢書』所收)

- (40) 王家禎「研堂見聞雜記」

- (41) 『許雲邨貽謀』(前掲)

- (42) 『支華平先生集』卷三十六、文獻志、酌家訓

- (43) 『姚氏藥言』(前掲)

- (44) 小山正明前掲論文

- (45) 陸深「儼山文集」卷八十一「敕封文林郎翰林院編修先考竹坡府君行實」

府君姓陸氏、諱平、字以和、別號竹坡。松江上海人也。：以正統戊午二月二十五日生于洋涇之里居、以正德辛巳二月七日終于正寢。：鷄初鳴卽起、率家人事生產。臧獲以數百指、皆循循然在田畝間。

- (46) 前註(45)參照

- (47) 周詩「與華先生集」卷十一、傳「友筠徐公傳」

公杭郡仁和人、諱鳳、字文祥、晚號友筠。：其治田力農、耕耨皆有方。御傭僕、則時饋食、而不窮其力、以是無不欣欣樂于趨事者。

- (48) 霍韜「霍渭崖家訓」子姪第十一

凡子姪、七歲以上入社學。十歲以上、讀暇則耕或耘。十五以上習學業勿耕。二十五以上學業不成歸耕、學業已成、及入府縣學、免耕。

- 龐尙鵬「龐氏家訓」務本業

子弟以儒書爲世業、畢力從之。力不能則必親農事、勞其身、

食其力、乃能立其家。

- (49) 張履祥『楊園先生全集』卷四十七、訓子語上「子孫固守農士家風」

近世以耕爲恥、只緣制科文藝取士。故競趨浮末、遂至恥非所恥耳。

- (50) 龐尙鵬『龐氏家訓』「務本業」

田地土名坵段、俱要親身踏勘耕管。歲收稻穀、及稅糧徭差、要悉心磨算。若畏勞厭事、倚他人爲耳目、以致菽麥不辨、爲人所愚。如此而不傾覆吾不信也。

張履祥『楊園先生全集』卷五十、補農書下 總論「佃戶」

近見、富家巨室、田主深居不出、足不及田疇、面不識佃戶、一任紀綱僕所爲。

- (51) 前註(49)參照

- (52) 前註(42)(43)參照

- (53) 袁顯『袁氏家訓叢書』卷二、治家篇

凡畜婢僕、須恤其饑寒、方可責效力。…前輩有云、「畜婢不厭多、教之紡績、則足以衣其身、畜僕不厭多、教之耕植則足以飽其腹。大抵小民、有力足辦衣食、而力無所施、則不能自活。故求就役于人。爲富家、能推惻隱之心、畜養婢僕、卽以其力還養其身、其德至大矣。」

「」内は南宋袁采『袁氏世範』卷三治家よりの引用である。

- (54) 黃省曾『五嶽山人集』卷四、僕從篇一首

徽州風土、皆役鬻童。方與娶配、逐出別居、給本自饔。有召始來。

- (55) 方弘靜『素園存稿』卷十七、郡語下

- (60) 陳龍正『幾亭全書』卷二十五政書、鄉黨三「庚午急救春荒事宜」、「庚辛救荒平糶事宜」

- (61) 前註(41)(42)(43)參照。また張履祥『楊園先生全集』卷十九、議

「義男婦」

- (62) 陳瑚『確菴文彙』卷六、古文「爲毛潛在隱居乞言小傳」

子晉固有鉅才、家畜奴婢二千指、同釜而炊、均平如一。躬耕宅旁田二頃有奇、區別樹藝。農師以爲不逮。

- (63) 前註(64)(65)參照

- (64) 『萬曆邸抄』萬曆九年四月

據江陵縣鄉官編修張嗣修揭稱、近奉家父嚴命、查戶內田糧實數、恐有詭寄影射等弊。…有家僮混將私田、槩行優免者。

- (65) 顧公燮『消夏閑記摘抄』(「涵芬樓秘笈」第二集所收)「明季

縉紳田園之盛」

また『康熙崇明縣志』卷六、風物志、風俗に

佃戶例稱佃僕、江南屬皆然。

とあるのは、地主との土地關係では佃戶＝小作人であっても、明末期に名前を僮僕に連ねた者が多かった状況を反映したものであろう。

- (66) 『林居漫錄』畸集卷一

- (67) 『林居漫錄』別集卷九

- (68) 張履祥『楊園先生全集』卷四十七、訓子語上に

實論之、耕則無游惰之患、無饑寒之憂、無外慕失足之虞、無驕侈點詐之習。思無越畔土物、愛厥心臧保世承家之本也。とあり、士大夫が農業經營を確實な家勢維持手段と考えていたことがわかる。

65 『皇明條法事類纂』卷十三、戶部類、盜賣田宅「禁約侵占田產例」

66 『皇明條法事類纂』事例、「禁約江西大戶逼迫、故縱佃僕爲盜、其窩盜三名以上充軍例」

67 『東奮先生家藏集』卷十四、公移「招撫事宜」

68 前註64 65 參照

69 前註69 參照

70 『光緒應城縣志』卷一、輿地、風俗（李志）

71 王士性『廣志釋』（『台州叢書』所收）卷三「江北四省」

72 重田德「鄉紳支配の成立と構造」（『世界歴史12』所收、一九七一年二月同書三六六～三七一頁、三七五～三七六頁）

73 『皇明條法事類纂』卷二十、戶部類、違禁取利「債主關係問不應」

74 前註7 參照

75 『吳風錄』（『百陵學山』所收）

76 『四友齋叢說』卷十、史六

77 前註75 參照

78 『皇明經世文編』卷三五六、徐陟「奏爲懇乞天恩酌時事備法紀以善臣民以贊聖治事」

一、宦家網利。…近來官宦家人、假充弟男子姪名色、掙駕官民般隻滿裝貨物、所至商販、漁獵民財。憑籍官勢、而奸惡聚衆、欺打餘船、橫行河道、阻遏糧軍、擾害地方、嚴逐闖垠、官吏毀罵軍民人等、無所不至、甚非禮法。

呂坤「實政錄」卷一、明職、科甲出身

居鄉又復多罪。或強買田宅、或凌逼債息、或囑託官府、或把

持市行、或縱子弟・僮僕、橫於鄉鄰。

80 『林居漫錄』前集卷三

81 『林居漫錄』多集卷三

82 陸樹聲『陸文定公集』卷二十三、陸氏家訓

僮僕、以僕直謹愿、心無欺詐者爲上。材能營幹者次之。

83 黃省曾『吳風錄』（前掲）

自郡守徐親信吏胥門隸、往往成富人。至今爲吏胥門隸者、酷以剝剋訟人爲事。而隸人之害、爲尤甚。一人之正、十人之副與吏胥因緣爲奸、買票出則橫行、動輒索數十金。其富而訟者糧長之欲脫稽其逋者、所贈尤多。

また陳龍正『幾亭全書』卷三十政書、鄉等八「撫按事宜」

一、禁豪僕充衙役。豪僕不許充各衙門員役、小則拋攬公事、歸之主人。甚則陰伺守令短長、報主人牽制。於是勢豪所欲爲、守令弭耳而聽矣。故其惡、必十倍於尋常衙蠹。而巡方復往往不及問者、守令先不敢送訪也。澄源之法、在嚴禁宦僕不許充役。其見充者、悉令革出。違者、許人出首治罪。

84 『萬曆嘉定縣志』卷二、疆域、風俗

85 『楊園先生全集』卷五十、補農書下、總論「佃戶」

86 『楊園先生全集』卷三十八、近鑑

87 葉夢珠『閩世編』卷四、宦績

88 顧公燮『消夏閑記摘抄』（前掲）卷下「明季縉紳田園之盛」

89 前註89 參照

90 前註90 參照

91 『乾隆上海縣志』卷十二、祥異

92 小山正明「明代の大土地所有と奴僕」（前掲）

- 03 『袁氏家訓叢書』卷二、治家篇
 04 『楊園先生全集』卷十九、議「義男婦」
 05 前註63参照
 06 『許雲邨貽謀』(前掲)
 07 『陸文定公集』卷二十三、陸氏家訓
 08 前註66参照
 09 『龐氏家訓』(前掲)「崇厚德」
 00 前註47参照
 01 支大綸『支華平先生集』卷三十五、小傳
 02 『傳家寶』「知世事」
 03 前註60 61 70 参照
 04 李樂『見聞雜記』卷五、五十
 05 張履祥『楊園先生全集』卷三十一、見聞錄一
 06 『明實錄』弘治十七年五月丁巳、また『皇明經世文編』卷二〇二、夏言「勘報皇莊疏」
 07 『皇明經世文編』卷三二九、鄒應龍「貪橫廢臣欺君蠹國疏」、また翁汝進「明楚憲約」前集「投獻」
 08 方都韓「樅川權相議」(康熙懷寧縣志)「卷三十一、藝文所收」
 09 前註65参照
 10 『楊園先生全集』卷三十二、見聞錄二
 11 『楊園先生全集』卷三十八、近鑑
 12 『楊園先生全集』卷三十二、見聞錄二に
 陳龍、沈氏僕也。夫婦俱忠謹、善爲治。終身備直悉以歸其主、不爲私計。
 13 『天下郡國利病書』原編第七冊「武進縣志」徵翰
- 114 『林居漫錄』多集卷五
 『萬曆邸抄』萬曆二十六年正月に
 山東登州知府原任汝寧屈燦奏、辨言官糾察不公。言、二十三年燦任汝寧、蒙陛下發布布政司銀四百兩、賑濟汝民。本處鄉官、有將自己家人、捏報貧戶、冒領倉米一千七百餘石。また、陳龍正「幾亭全書」卷二十五、鄉黨三「庚午急救春荒事宜」に
 大荒之歲、極貧之民、…濟之惟有煮粥・散糧耳。…若散糧、則貧富難知、貧之中、極次又難辨。且衙門員役、情面諂熟、巨室群僕、交通互領、市肆棍徒、暗出使用。此皆一日之間、去而復來、重疊冒領、不知其數。眞窮小民、既無情面、又無使用、沿門倚立、不得近散糧者之前、升合安從入手。故煮粥勝於散糧。
 とあり、災害時、郷紳が奴僕を獨立した貧戸と偽って報告したり、富豪の奴僕が衙役・棍徒らと要領よく動いたりして、賑救米を横領・獨占しようとしていたことがわかる。
 顧炎武『孤中隨筆』雜論史事
 115 王家禎『研堂見聞雜記』
 116 『明楚憲約』前集「惡僕背主」
 117 『萬曆嘉定縣志』卷二、疆域、風俗
 118 『天下郡國利病書』原編第二十六冊「詔安縣志」兵事に
 劇賊吳平、四都人。爲人短小、精悍有智略、…群兒已畏服之、往往多奇異。已爲人家奴、厭之去爲盜、盜掠其主人。
 また祁彪佳「祁彪佳集」卷三「致臯郡丞書」に
 嚮者老公祖飭行保甲、救寧地方。不意尙有大盜高元一夥。：

高元向爲舍侄家奴、壞法逐出。又犯事於吳期生、舍親恨之入骨、業行枷責。而反逸出爲大盜。蓋此輩俱在近村聚諸惡爲十條龍。今所現獲之陶三・王五・王黑・王九、皆十條龍中人也。據陶三稱、高元所庇庇者、在吳舍親・王別駕、與近村之潘・張二姓以及寒家。所掠既飽、即欲下海行劫、此其志不在小。

前註①②參照

前註①參照

『康熙無錫縣志』卷十、風俗

『康熙蘇州府志』卷二十一、風俗

前註⑤參照

『廣志釋』(前掲)卷四、江南四省

『崇禎松江府志』卷七、風俗「俗變」

『乾隆泉州府志』卷二十、風俗

『寶政錄』卷五、鄉甲約卷二、鄉甲事宜

『見聞雜記』卷三、一百二十二

清初の状況については細野浩二「明末清初江南における地主奴僕關係」(『東洋學報』第五十卷第三號、一九六七年十二月、同書十九〜二十頁)參照

『林居漫錄』前集卷二、および畸集卷五

『見聞雜記』卷三、一百七十

『林居漫錄』前集卷四

『錫金識小錄』卷六、稽逸一「劉職方元珍」

『龍氏家訓』「嚴約束」

『見聞雜記』卷二、八十

『楊園先生全集』卷四十四、近古錄二所載

『林居漫錄』別集卷六

『見聞雜記』卷三、一百四十三

『日知錄』卷十三、奴僕

『傳家寶』「治家」

田中正俊「民變・抗租奴變」(筑摩書房『世界の歴史11』所收、一九六一年九月)傳衣俊「明清之際的「奴變」和佃農解放運動」(『明清農村社會經濟』所收、一九六一年十一月)「明末南方的「佃變」、奴變」(『歷史研究』一九七五年五月)森

正夫「一六四五年太倉州沙溪鎮における烏龍會の反亂について」佐藤文俊「光山縣・麻城縣奴變考」(『中山八郎教授頌壽

記念明清史論叢』所收、一九七七年十二月)

前註①②參照

前註⑧參照

また、陸樹聲『陸文定公集』卷二十三、陸氏家訓に

一、僮僕、以僕直謹慤、心無欺詐者爲上。…與夫浮寄而無親

屬、轉鬻而事二主、曾經公門役過者、並不宜蓄。

とあり、奴僕の候補者には、無類はもとより、衙役経験者も含

まれ、更に前註③を參照すれば無類・衙役・奴僕の三者は極めて

身近かな存在であったことがわかる。

前註①②參照

『楊園先生全集』卷三十八、近鑑

前註③參照

『乾隆羅山縣志』卷八、戡亂

崇禎十二年(李)上林、南山定遠店人。年二十餘、爲奴于申

陽大姓。魚肉下戶、無籍者樂從之。稍能自立者、必脅而降之

縱橫五六十里。令行禁止、惟知有林。

および前註④參照。

および前註④參照。

および前註④參照。

および前註④參照。

および前註④參照。

counterpart the arrest and delivery of these former PKI members. This put the Arabian government before a difficult choice. On the one hand, it did feel obliged to accept the demand of the Netherlands government which, after all, was the greatest supplier of the pilgrims and, accordingly, the best benefactor to the finances of the country. On the other hand, however, had it fulfilled the Dutch request, it would have been criticized for having captured the Muslims, even if nominal, while performing one of their five cardinal duties. Those who opposed most firmly to the idea were some cabinet members who had taken refuge from Syria then under the French colonial rule. After heated debates King Saud finally ordered the arrest and delivery of the Communists to the Netherlands delegation. They were neither the prominent PKI members nor had they been directly involved in the uprisings. With their repatriation to the Netherlands Indies the probability of a similar infiltration in the future by the PKI remnants seems to have tapered off. The Muslim as well as other protests against the measures taken by the Saudi Arabian government came from all over the world, damaging somewhat the prestige of the king as the ruler of the holy city. The Netherlands government also realized how cumbersome such a request was for both sides.

The Muslim radicals who had cherished some hope of making Mecca the center for struggle with their infidel governments must have discovered that the new regime stood definitely against any political movements. Therefore, the center of these activities shifted from Mecca to Cairo.

The *Nu-P'u* 奴僕 of the Ming Period

Nishimura Kazuyo

The number of *nu-p'u* belonging to the gentry rose markedly since the middle of the Ming dynasty. They were the alienated peasants who fell into servitude through severe taxation and corvée services imposed by the state on one hand, and usury and land amassment practiced by the

gentry on the other.

As gentry's subordinates, the *nu-p'u* carried on a wide range of production and management duties. Moreover, due to the gentry's tendency to relieve themselves of actual managing, they were often in the position of exercising authority over the peasants. By employing the *nu-p'u*, the gentry could not only increase their wealth and influence but also accelerate the breakdown of the peasantry, creating further reserve of *nu-p'u*. The *nu-p'u* on their part could exploit the peasants in the name of the gentry.

In the upshot, the lord-subordinate relationship between the gentry and *nu-p'u* signifies that a considerable portion of the population eluded the authority of the state. By becoming *nu-p'u* the peasants could escape from taxes and corvée services, and by commanding a large number of subordinates, the gentry could be ensured of the base for their power and influence.

The Literati of Lo-yang 洛陽 under the Northern Sung

Kida Tomo'o

In addition to K'ai-feng, 開封, the capital, the Northern Sung maintained three sub-capitals in the west, south, and north. Of these, only the Western Capital located in Lo-yang was established from the beginning of the dynasty.

Lo-yang and K'ai-feng were almost identical in area and organization, but the two had great difference in natural and historical environment. Roughly speaking, Lo-yang was a cultural center, whereas K'ai-feng a political and economic center. This character of Lo-yang became even more pronounced after the Northern Capital was established during the reign of Jen-tzung 仁宗. Also, a keen rivalry with K'ai-feng started growing around this time.

The beautiful landscape of Lo-yang attracted many literati and retired officials since the early years of the Northern Sung. During the Jen-tzung's